

鳥取労働局発表  
令和5年6月29日（木）

報道関係者各位

担当	鳥取労働局労働基準部賃金室 室長 片山 竜次 室長補佐 市村 英二 電話 0857-29-1705
----	--

## 鳥取県最低賃金の改正に関する審議が始まります

－ 現行の時間額854円の改正を諮問 －

鳥取労働局長（平川 雅浩）は、令和5年7月7日に開催される鳥取地方最低賃金審議会（会長 現時点で未定）に対して、令和5年度「鳥取県最低賃金」の改正決定に関する諮問を行う予定です。

今後、同審議会の下に専門部会が設置され、調査審議が行われます。

### 【参考1】鳥取県最低賃金額の推移（過去5年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間額	762円	790円	792円	821円	854円
引上げ額	24円	28円	2円	29円	33円
引上げ率	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%

## 【参考2】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

### 1 働き方改革サポートオフィス鳥取

中小企業・小規模事業者の皆様のために、生産性向上による賃上げ、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などのご相談に対応、支援することを目的に「働き方改革サポートオフィス鳥取」（事業受託者：株式会社タスクールPlus）を設置しています。労務管理の専門家が電話または訪問により無料で支援を行います。

相談窓口：フリーダイヤル 0800-200-3295（月～金、9：00-17：00）

E-mail：tottori@task-work.com

ホームページ：https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tottori/

### 2 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性の向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

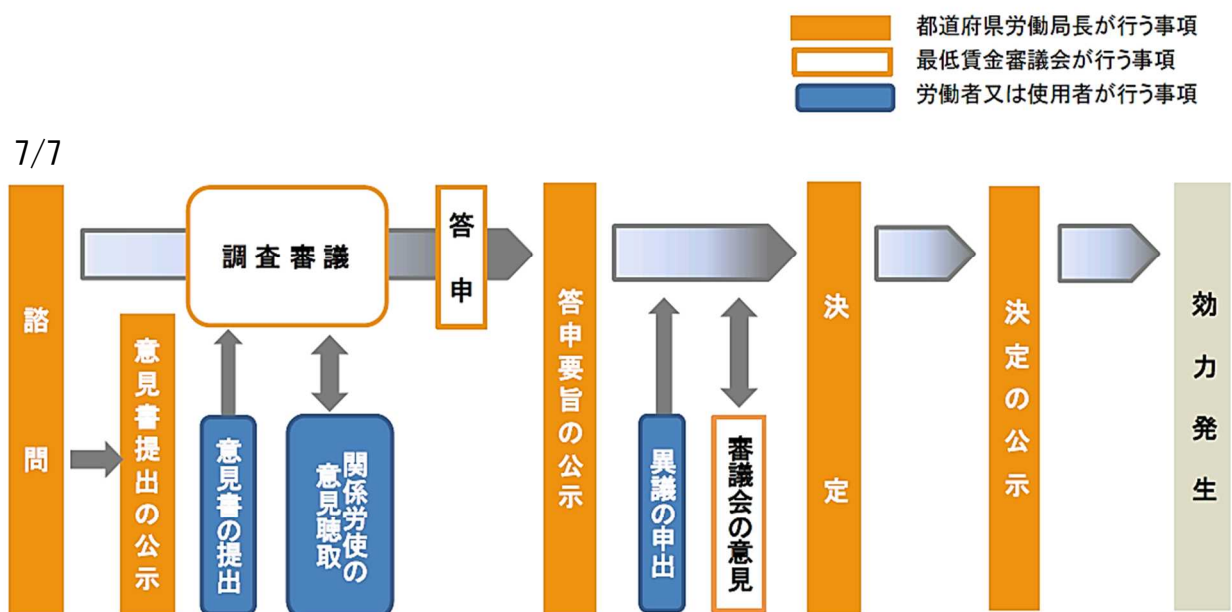
相談窓口：働き方改革サポートオフィス鳥取（月～金、9：00-17：00）

鳥取労働局 雇用環境・均等室

Tel 0857-29-1701

申請先：鳥取労働局 雇用環境・均等室

## 【参考3】最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。